

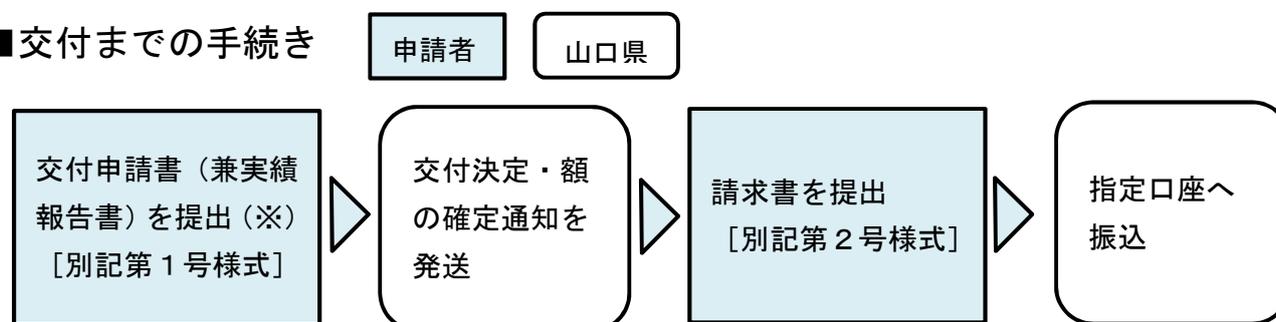
企業見学ツアー参加支援事業補助金のご案内

山口県では、県の共催の承認を受けた民間事業者が実施する企業見学ツアーの参加者に対し、参加に要する交通費の一部を補助することで、当ツアーへの参加を促し、山口県内外の学生の県内企業への就職・定着を促進します。

■制度の概要

対 象 者	企業見学ツアーに参加する学生
補 助 対 象 経 費 (A)	企業見学ツアーの参加に要する居住地（通学のために居住している住宅の所在地）からツアー出発地・解散地までの往復交通費（公共交通機関（タクシーを除く）を利用した実費に限る）
補 助 基 本 額 (B)	県が山口県の一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和 29 年条例第 60 号）等に基づき算出した、企業見学ツアーの参加に要する居住地からツアー出発地・解散地までの往復交通費
補 助 率 ・ 補 助 限 度 額	1 / 2（小数点以下切り捨て）・3万円
交 付 額	補助対象経費（A）と補助基準額（B）を比較して少ない方の額に 補助率を乗じた額と補助限度額を比較して少ない方の額

■交付までの手続き



※ツアー終了日から 30 日を経過した日又は当該年度末のいずれか早い日までに提出

交付申請書等の電子データが必要な場合は、山口県労働政策課のホームページからダウンロードしてください。

■申請に必要な書類（交付申請書（兼実績報告書）添付書類）

必要書類	書類の例等
学生であることを証明する書類	学生証の写し
居住地を証明する書類	運転免許証、公共料金の領収証の写し
企業見学ツアーに参加したことを証明する書類	主催者が発行する参加証明書
補助対象経費の支出証拠書類	<u>使用した交通機関の領収証の写し</u>
補助対象経費の内訳等	別記第1号様式の別紙

■交付の条件

- 支出証拠書類は、企業見学ツアーが完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること
- 企業見学ツアー終了後5年間、事業に関する調査に協力すること

■書類提出先及びお問い合わせ先

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 山口県 商工労働部 労働政策課 雇用・労働企画班
TEL 083-933-3254 E-mail a15900@pref.yamgauchi.lg.jp